3　協定債権の放棄

第１項の協定債権者は、本協定に基づく弁済を受けるのと同時に、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（利息及び遅延損害金を含む）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

4　新たな資産が発見された場合の取り扱い

清算株式会社は、第１項の弁済後、清算株式会社に新たな資産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、第１項の協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額について、当該協定債権者それぞれが有する協定債権の協定認可決定確定日現在の元本の残高で按分した金額相当の金員を、換価終了後30日以内に弁済する。この場合においては、当該協定債権者が、前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

京都地方裁判所第５民事部

監 督 命 令

平成２８年（再）第１号

大分市京が丘南１丁目824番地の14

再生債務者　株式会社エンタープライズ自由ケ丘

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　大分市中島西３丁目２番26号　大分弁護士ビル２階　弁護士法人渡辺法律事務所　弁護士　渡辺　耕太

平成28年１月15日

大分地方裁判所民事第１部

再生手続開始

平成２８年（再）第１号

神戸市中央区小野浜町９番73

再生債務者　株式会社ＷＯＭＢ

1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月18日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成28年３月18日から平成28年３月30日まで

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第１号

山口県萩市大字椿東字浦田5000番地

再生債務者　学校法人萩至誠館（旧名称学校法人萩学園）

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成28年１月13日　　山口地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第２４号

群馬県佐波郡玉村町大字上之手2104番地34

再生債務者　中倉　健晴

1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月26日から平成28年３月18日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再イ）第２７号

群馬県伊勢崎市三室町4391番地３　ブリーズＡ203

再生債務者　唐沢　拓也

1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月26日から平成28年３月18日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再イ）第７４１号

東京都豊島区千早１―19―12―1104

再生債務者　森川　　恒

1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月26日から平成28年３月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第８２８号

東京都練馬区下石神井２―21―９

再生債務者　青山　泰昭

1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月26日から平成28年３月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第１２８号

兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目216番地

再生債務者　宮本　　誠

1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時30分

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月19日から平成28年３月４日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第１３６号

神戸市中央区雲井通３―１―１サムティ三宮レガニール708号室

再生債務者　山崎　順也

1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時30分

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月19日から平成28年３月４日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第１号

鳥取県倉吉市米田町209番地５コーポフジＣ棟101号（旧住所鳥取県倉吉市東巌城町196番地レオネクストハーモニー104号）

再生債務者　佐藤　　裕

1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月26日から平成28年３月18日まで

鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（再イ）第７３号

仙台市宮城野区苦竹２丁目２番40―705号

再生債務者　加藤美智子

1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月15日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月29日から平成28年３月14日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第６５号

千葉県松戸市松戸新田518番地の38

再生債務者　山谷　俊文

1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月15日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月22日から平成28年３月７日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（再イ）第８０５号

東京都板橋区徳丸４―６―６

再生債務者　清水　孝之

1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月15日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月29日から平成28年３月22日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第２４号

静岡県沼津市足高93番地の22

再生債務者　大嶽　義幸

1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月15日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月22日から平成28年３月７日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（再イ）第２７号

静岡県沼津市大岡1173番地の１　アベニュー202

再生債務者　相谷　勝徳

1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月15日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月22日から平成28年３月７日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係